

大阪市浪速区告示第59号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第9条の規定に基づき、次のとおり、行旅死亡人の状況等を告示する。

令和7年3月14日

大阪市浪速区長 幡 多 伸 子

本 籍	不詳
住 所	不詳
氏 名	不詳
年 齢 ・ 性 別	推定 60 歳～70 歳・男性
人 相 ・ 特 徴	身長 163 センチメートル位、体格普通
着 衣	ベージュ色ニット、黒色ジャージ上衣、緑色迷彩柄長ズボン
遺 留 金 品	現金 20,162 円、杖、手押し車、手提げかばん多数、眼鏡、腕時計、本
発見日時・場所	令和7年1月1日午後2時30分 浪速区浪速東三丁目2番48号 市営浪速第7住宅集会所南西側歩道上
死亡日時・場所	令和6年12月31日（推定） 浪速区浪速東三丁目2番48号 市営浪速第7住宅集会所南西側歩道上
死 因	凍死
処 置	検視のうえ、火葬に付するため斎場と調整中。
心当たりの方は、当区役所生活支援課まで申し出ください。	

（浪速区役所生活支援課）

（令和7年3月14日揭示済）